

○始良市建設工事の入札に関する最低制限価格算定要領

令和8年3月10日訓令第8号

始良市建設工事の入札に関する最低制限価格算定要領

(目的)

第1条 この訓令は、始良市が発注する建設工事請負契約に係る競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び始良市契約規則（平成22年始良市規則第45号）第14条の規定により最低制限価格を設ける際に必要な算定方法を定め、建設工事の品質確保と建設業の健全な運営を図ることを目的とする。

(最低制限価格の設定対象となる工事)

第2条 最低制限価格の設定対象となる工事は、建設工事請負契約に係る競争入札であって、予定価格が200万円を超えるものとする。

(算定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定めた割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

3 第1項各号及び前項の規定により算出された額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。この場合において、第1項各号の規定により算出された額の合計額に100分の110を乗じて得た額に1円未満の端数があるときも、また同様とする。

(公表等)

第4条 最低制限価格は、公表しないものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

この訓令の規定は、施行日以後に公告又は指名通知を行った入札から適用する。

附 則（令和8年3月10日訓令第8号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。